

監査委員公表第4号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行了したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年4月28日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 佐藤 一夫

- 1 監査の期間
平成28年4月6日から4月27日まで
- 2 監査箇所
選挙管理委員会
教育委員会寒川総合図書館
- 3 監査の対象
平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月10日まで）における予算の
執行、財産管理等財務に関する事務の執行
- 4 監査の方法
対象部課等から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、
書類を監査するとともに事情聴取を実施した。
- 5 監査の結果
おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務執行において、留意すべ
き事項が見受けられた。

○軽微な留意事項
口頭により指摘又は指導した。